平成２４年（フ）第１４６号
新潟県新潟市西区鳥原1736番地１　田畑貸家Ｋ号、住民票上の住所新潟県長岡市寺泊年友1530番地
債務者　近藤　英雄
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤辰一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月７日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
千葉県旭市上永井1129番地
債務者　宮内　　斉
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田佐知子
４　破産債権の届出期間　平成24年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５６８号
千葉県柏市富里１丁目４番28号　アグナス４－201号
債務者　三上由美子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小見山　大
４　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３７７号
相模原市緑区三ケ木176番地１　２号棟
債務者　加藤　　登
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙瀬　芳明
４　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月６日午後３時
６　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４１号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3193番地　タウンカトレア９－Ａ－４号
債務者　杉村　信介
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大作　公夫
４　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月10日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
岩手県宮古市太田１丁目４番15号東海寮304号室
債務者　堀内　久光
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　良啓
４　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前９時50分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５３号
函館市東山３丁目２番２号
債務者　工藤　理惠
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５７号
函館市堀川町31番９号
債務者　大滝　裕時
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７１号
埼玉県加須市川口３丁目12番地４　アルカンシェルシャトー101号、旧住所愛知県豊橋市雲谷町字上ノ山65番地の138
債務者　對馬　恵美
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０２号
さいたま市中央区大戸５丁目６番10号　コーポひろき101号、旧住所さいたま市中央区大戸５丁目21番９号　ハイム樋田102号
債務者　山田　義則
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６４号
埼玉県川口市中青木３丁目19番10号　レオパード西川口206号
債務者　今西　大介
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７１号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２－715号
債務者　山下モニナこと　ヤマシタ　モニナデ　グズマン
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
新潟県長岡市下条町1285番地７
債務者　小黒　一夫
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
新潟県長岡市南七日町76番地８
債務者　原田由貴子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４８１号
愛知県日進市岩崎町南口38番地　好陽園101
債務者　新開　清一
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部